

避難所となる学校施設の防災機能の現状・課題 などについて

令和8年2月13日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

目次

1. 近年の災害等を踏まえた学校施設の安全確保・避難所となる学校施設の防災機能強化
2. 被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)による学校早期再開の取組
3. 国土強靱化について
4. 次期国立大学法人等施設整備 5 か年計画の検討状況

1. 近年の災害等を踏まえた学校施設の安全確保
 - ・避難所となる学校施設の防災機能強化

学校施設のこれまでの取組と令和6年能登半島地震における被害等

- 学校施設については、これまでの耐震化の取組により構造体の耐震化は概ね完了。
- 令和6年能登半島地震では、校舎の倒壊被害は生じなかった。一方で、内外壁・天井材・照明器具など非構造部材の落下や損傷被害が発生。
- 非構造部材の被害は児童生徒等の安全確保に支障が生じるほか、避難所として利用できない事態も想定される。
- 併せて、体育館への空調設備の設置が進んでいない等避難所としての利用における課題が浮き彫りとなった。

【構造体の耐震化率】

国立学校：99.9% (R7.5時点)
 公立学校：99.9% (R7.4時点)
 私立学校：95.1% (R6.4時点)



【対策前】東日本大震災による被害の状況 (H23.3.11)



【対策事例】震災時に被害を防ぐための整備事例

【令和6年能登半島地震】

石川県, 新潟県, 富山県, 福井県など約1000校※に被害

※公立、国立、私立の学校施設における被害件数の総数
 主な被害：がけ崩れ、敷地内地面亀裂、校舎壁の落下、ガラス破損等



各所で甚大な被害が生じたものの、これまでの耐震化の取組により、校舎の倒壊被害は生じず



今後必要となる対策

- 令和6年能登半島地震での被害のほか、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、屋外避難場所や移動中の熱中症リスクが問題。
また、避難所となる学校で、体育館から空調のある教室へ移動する事例があった。
- 学校は、激甚化・頻発化する災害から将来を担う子供たちを守りつつ、地域の防災拠点として避難所機能を果たすことが重要。これらの状況を踏まえ、学校の耐災害性強化として、非構造部材の耐震対策や防災機能強化を図ることが必要。
- 避難所環境の改善・充実に資する空調設備の整備、トイレの確保、バリアフリー化等の防災機能強化が必要。



冷暖房設備



屋内運動場



バリアフリートイレ



ガス式非常用発電機



災害対応バルクシステムガス栓ボックス



LPガスバルク

公立学校の非構造部材の耐震対策

非構造部材（吊り天井等以外）の耐震対策

非構造部材とは：建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具など

	耐震点検実施率 ^{※1}			耐震対策実施率 ^{※2}		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7
小中学校	97.3%	97.4%	98.7%	67.3%	68.0%	71.0%
幼稚園	94.3%	93.7%	95.5%	73.6%	74.0%	77.9%
高等学校	99.9%	99.9%	99.9%	59.2%	61.2%	66.3%
特別支援学校	100.0%	99.9%	100.0%	68.8%	70.7%	74.3%
合計	97.3%	97.5%	98.7%	67.2%	67.8%	71.1%

※1：全学校数に占める、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版及び平成31年3月追補版（ただし、ブロック塀の項目を除く）」に基づき、学校教職員等又は学校設置者（専門家）による点検を実施した学校数の割合

※2：全学校数に占める、耐震点検を実施した校数のうち学校設置者（専門家）による耐震点検の結果、耐震対策が不要又は耐震対策が完了した学校数の割合

（出典）令和7年度 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（数値はR7.4.1時点）

能登半島地震においても、外壁・天井材・照明器具の落下など様々な被害が学校で発生、**取組の加速が求められる。**

↓ 文部科学省から設置者に以下のお願いをしている。

◎耐震対策が完了していない設置者に対し、**早急に耐震点検・耐震対策を進めていただきたい。**

特に、設置者による非構造部材の耐震点検を実施できていない場合には、至急実施するようお願いいたします（建築基準法に基づく定期点検に準じて、一級建築士・二級建築士等の有資格者が実施することを想定しています）。

◎非構造部材については対策が必要な箇所が多岐にわたることもあることから、**緊急性・危険度が高い箇所は優先的に対策を進めるなどの適切な対応**をお願いしたい。

各設置者においては、学校ごとの状況を踏まえた緊急性や危険度の高い箇所や危険の程度を把握の上、適切な対応をお願いします。

■主な補助制度

<防災機能強化事業> 補助率：1/3（下限額：400万円～上限額：2億円）（※過去急増市町村にあっては3億円）

対象施設：公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校

※義務教育学校、中等教育学校（前期課程）を含む。

ただし、「屋外防災施設」のみ中等教育学校（後期課程）及び高等学校を対象校に含む。

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版・平成31年3月追補版)

学校施設の 非構造部材の耐震化ガイドブック (改訂版)

地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために
- 耐震点検の実施 -



平成27年3月改訂版

学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して非構造部材の点検に取り組めるよう、非構造部材の耐震化の重要性とともに、点検の内容や手法などをわかりやすくまとめている。(改訂版・追補版) 安全性が確認されたブロック塀等は、今後継続的に安全点検を行う必要があることから、ブロック塀等の点検のポイントについても紹介している。(追補版)

※非構造部材とは・・・天井材や外壁(外装材)などの構造体(柱、梁、床など)と区別された部材

<ホームページ> https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm



主な非構造部材



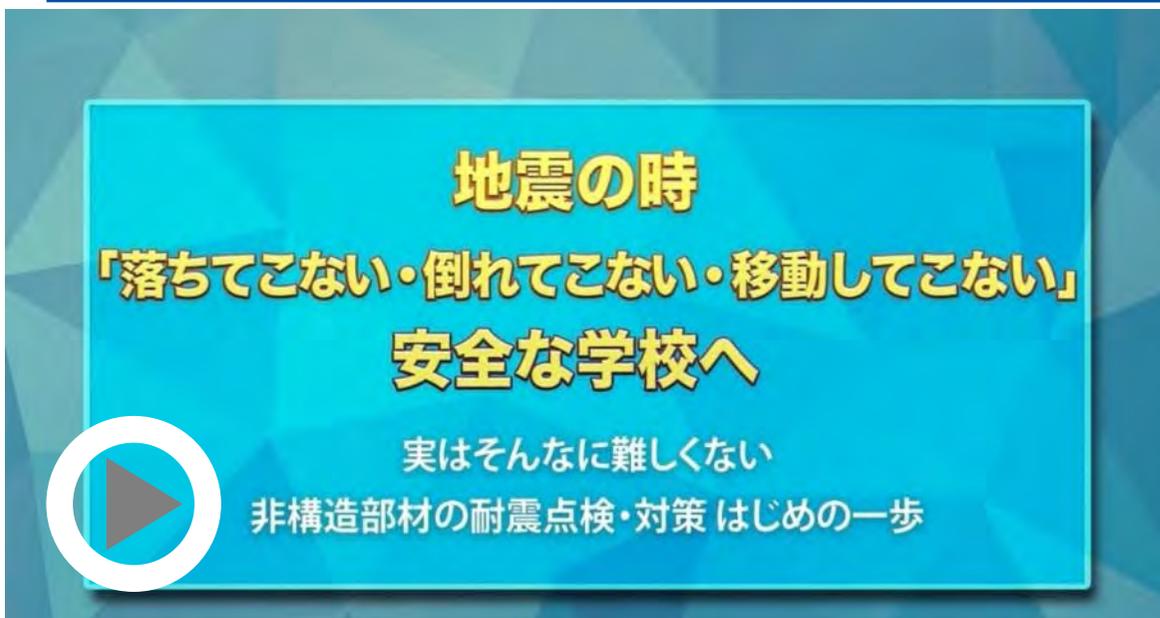
地震による被害例



ブロック塀の点検ポイント例



- 何を点検するの？
学校にある非構造部材について、錆やひび割れなどの劣化状況や、家具の使われ方などを点検します。
- いつ、誰が点検するの？
教育委員会と学校が役割分担しながら、学校管理職や教員等も定期(毎月1回)や日常(毎授業日ごと)の安全点検を実施します。
- どうやって点検するの？
解説を参照しながら点検チェックリストを使って点検します。



YouTube動画

”地震のとき「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な学校へ”



<https://www.youtube.com/watch?v=WE8XVlgPRz4>

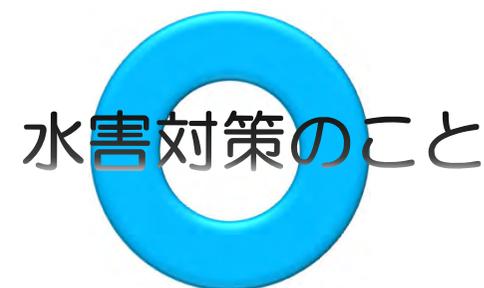
- ✓ 日ごろ学校の建物を使っている学校教職員の方々向けに点検のポイントをまとめています。
- ✓ 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」(平成27年3月)と併せて見ることで、より高い効果が期待できます。

- ・ 非構造部材の危険性について解説
- ・ 点検のポイントや点検結果の評価方法をわかりやすく解説
- ・ 点検結果の活用方法・整理方法等の先進事例を紹介

学校教職員の方々にも周知をお願いします！

学校施設の耐震化推進等に関する相談窓口

学校施設の耐震化(非構造部材を含む。)に関する専門的・技術的な内容の相談窓口を開設しています。どなたでもご利用いただけます。ご遠慮なくご相談ください。



各分野の専門家がお答えします

Mail : bousai@mext.go.jp

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)
(相談の受付はE-mailとなります。)※メール件名の冒頭に【相談窓口】と書いてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03061201/004.htm

<本資料に関するお問合せ先>

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 参事官(施設防災担当)付 防災推進係
代表:03-5253-4111(内線:2235、4038)

避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果(令和6年11月1日現在)

全国の公立学校のうち、**約9割**が避難所に指定 ⇒ 防災機能の**更なる整備充実が必要**

○ 全国の公立学校（32,186校）のうち、避難所に指定されている学校数 **29,529校（91.7%）**
[91.5%] ※1

○ 避難所に指定されている学校（29,529校）のうち、学校施設の利用方針を策定している学校数 **20,827校（70.5%）**
[68.9%] ※1

(参考)学校施設の利用方針：地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎及び屋内運動場、校庭等をどのように利用するか定めた方針や計画で、教育活動の再開を見据えて地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を区分した上で、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定してあるもの

避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況

※2	避難所指定 学校数※4（校）	確保学校数※4 （校）	割合（%）※1
非常用発電機等	29,529	22,806	77.2 [73.2]
飲料水の確保対策		24,640	83.4 [80.8]
冷房機器※3		25,242	85.5 [64.9]
暖房機器※3		25,486	86.3 [79.3]
ガス設備等		23,103	78.2 [73.3]
通信設備		25,181	85.3 [82.9]
入浴・洗濯等生活用水		10,844	36.7 [-]
断水時のトイレ対策		22,162	75.1 [73.6]

防災関係施設・設備

※「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」
「公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集」より



備蓄倉庫



マンホールトイレ



※1：[]内は前回調査(令和4年12月1日現在)の数値

※2：各防災機能設備等については、敷地や建物内に可搬式のものを含め設置等している学校のほか、学校の近隣に設置等している学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により災害時に利用可能な学校を含む

※3：上記に加え、災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な冷暖房機器(スポットクーラー、ストーブ等可搬式のものを含む(扇風機を含む))を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている

※4：全国の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(分校は1校として扱い、休校中の状態の学校、仮設・工事中の校舎は、調査対象外)

地域の実情・災害リスクに応じた学校施設の防災機能の強化・実装に向けて

地域の実情・災害リスクに応じた学校施設の防災機能の強化・実装に向けたチェックリストの作成

背景・課題

- ✓ 学校施設は、学習・生活の場であるだけでなく、地域コミュニティの拠点として、**地域の人たちとの創造的な活動＝共創の場**として重要。近年、共創の場である**学校が大規模な自然災害に見舞われることが頻発**している。特に、令和6年能登半島地震では、地理的な条件により、被害や復旧の様相が大きく異なることを改めて認識。こうした教訓を踏まえると、**学校周辺の災害種ごとのリスク**等を確認しつつ、その**緊急性に応じた対応方策を不断に検討**することが重要。

趣旨

文部科学省では、これまで災害種や対策ごとに手引きや事例集等を作成し、各学校設置者に対して周知してきた。こうした蓄積を踏まえ、今般、各学校設置者において、所管の学校について、

- ① **学校周辺の災害種ごとの災害リスク**
- ② **学校施設の脆弱性や必要な対策**
- ③ **避難所として必要な防災機能**

を**概括的に確認するためのチェックリスト**を作成。



- 👍 学校施設・設備の整備・改修等を行う場合、自治体全体でハザードマップの改訂等の防災体制の見直しが行われる場合などに**本チェックリストを活用し、必要に応じて上記の手引きや事例集等を参照しつつ取組を進めていただく**ことを期待。

💡 避難所としての学校施設の防災機能強化・実装に関する最近の取組事例

事例

荒川・利根川等の氾濫により長期間浸水が続くことが想定される足立区立綾瀬小学校



災害種ごとの災害リスクや学校施設の脆弱性、必要な対策や避難所としての防災機能を確認するチェックリスト

①: 学校周辺の災害種ごとの災害リスクを確認

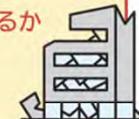
<チェックリスト例>

- ✓ 学校周辺に土砂災害の警戒区域や、津波・洪水等の浸水想定区域はあるか
- ✓ 土砂災害や津波・洪水等により周辺道路に通行規制や冠水が想定される場所はあるか
- ✓ 津波・洪水等により床上浸水や一定期間浸水が続くことが想定されているか
- ✓ 強い地震によって液状化しやすい場所があるか
- ✓ 地震ハザードの危険性が高いと評価されている場所であるか

②: 学校施設の脆弱性や必要な対策を確認

<チェックリスト例>

- ✓ 耐震対策により、地震による被害から、児童生徒等の安全確保が図られているか
- ✓ 津波・洪水等による浸水に対し、児童生徒等の避難経路は確保されているか
- ✓ 地震や津波・洪水等により、発災後に使用できない恐れがある施設・箇所、設備はあるか



③: 避難所として必要な防災機能を確認

<チェックリスト例>

- ✓ 最大規模の避難者数等の想定に対し、避難所開設・学校再開に必要なスペースが確保されているか
- ✓ 最大規模の避難者数等の想定に対し、防災機能(備蓄・非常用電源・飲料水・冷暖房・ガス・通信・断水時のトイレ)が十分に確保できているか

※以上の項目はあくまで例示であり、地域の実情に応じ、各学校設置者において適宜加除修正の上活用することが望ましい。①～③において共通。

防災機能強化事業(学校施設環境改善交付金)

1. 趣旨

学校施設について、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図る。また、児童生徒等を事故等から防ぐために必要となる工事を行うことにより、教育環境の改善を図る。

2. 算定割合等

算定割合：1 / 3 下限額：400万円～上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円）
※自家発電設備の整備に限り、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」（ただし1校500万円を上限とする）

3. 対象校

公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、中等教育学校（後期課程）、高等学校 ※中等教育学校（後期課程）及び高等学校については「屋外防災施設」のみ対象

4. 工事内容

- ◆建築非構造部材の耐震対策工事
 - ・天井材・外壁等落下防止工事
 - ・設備機器の移動・転落防止工事 等
- ◆屋外防災施設の整備
 - ・備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所の設置 等
- ◆児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事
 - ・コンクリートブロック塀の倒壊防止等工事
 - ・避難経路確保のための外階段の設置工事
 - ・転落防止のための柵、手すり等の設置工事 等
- ◆その他防災機能強化に資する工事
 - ・避難所指定校への自家発電設備（据置き式に限る）の整備
 - ・既設の太陽光発電への自立運転機能付加 等

落下防止対策として吊り天井を撤去



天井等落下防止対策



避難通路・階段



備蓄倉庫



自家発電機

公立学校施設における体育館等への空調整備

令和7年度補正予算額 600億円
※学校施設環境改善交付金の内数



現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

<対象学校種>

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

<対象施設>

屋内運動場（学校体育館、武道場）

<算定割合>

1/2

<算定対象の範囲>

下限額400万円

上限額1.1億円（EHPの場合）、1.4億円（GHPの場合）

<対象期間>

令和15年度まで

<主な工事内容>

屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

<補助要件>

避難所に指定されている学校であること

断熱性が確保されること

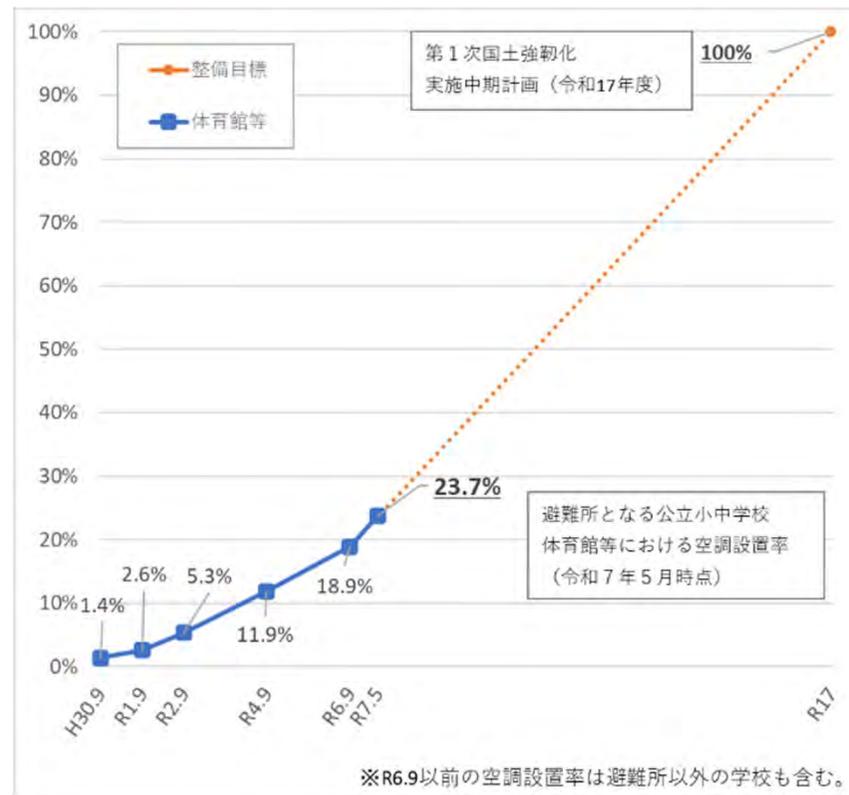
<地方財政措置>

起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

事業スキーム



公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備



(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

避難所にもなる学校施設の体育館空調設備整備における優先順位付けの例

避難所にもなる学校施設の体育館空調設備整備における優先順位付けについて複数の自治体にヒアリングを実施
地域の状況や過去の被災状況等を踏まえ、各自治体の判断で優先順位を設定

各自治体では主に以下のような点を総合的に勘案して整備計画を立案

- 体育館の大きさ等を総合的に勘案
- 特定の地域への偏在を防ぐため区域分け等域内バランスにも配慮
- 過去の災害時の利用実績や利用可能な学校施設を勘案

A市

<優先順位付けの考え方>

- ① 小学校を優先して整備
 - 指定拠点避難所を最優先
 - 小学生は中学生に比べ熱中症になりやすいため
- ② 地域偏在を防ぐため、市内を15区域に分割して整備
- ③ 災害時（土砂災害、洪水）に利用できる学校を優先
- ④ 児童・生徒数が多い学校を優先

※小学校整備後に中学校等を整備

<整備スケジュール>

1年目：15校（小学校）
 2年目：15校（小学校）
 3年目：18校（小学校）
 4年目：11校（中学校）
 5年目：12校（中学校、特別支援学校）
 合計：71校

B市

<優先順位付けの考え方>

- ① 市内22区域の区域ごとに1カ所ずつ整備
 - ② 過去の災害で避難者が多かった学校を優先
 - ③ 比較的体育館が大きい小・中学校を優先
- ※残りの中学校及び小学校を整備
- 小学校(56校)は経年50年超の施設が多くあることから、整備後に改築することも考えられるためEHPのリースを検討中

<整備スケジュール>

1年目：6校（小学校、中学校）
 2年目：6校（中学校）
 3年目：10校（小学校、中学校）
 4年目：39校（小学校、中学校）
 5年目：39校（小学校、中学校）
 合計：100校

C市

<優先順位付けの考え方>

- ① 中学校・高校等を優先して整備
 - 部活動等で使用することから、小学校よりも使用時間が長くなるため
 - ② 学級数の多い学校を優先して整備
 - ③ 整備が特定の地域に集中することのないよう留意
- ※中学校、高校等を整備後に小学校を順次整備（検討中）

<整備スケジュール>

1・2年目：59校（中学校・高校・特別支援学校）
 3年目以降：108校（小学校を順次整備）
 合計：167校

私立学校施設・設備の整備の推進

令和8年度予算額（案） 91億円
 （前年度予算額 91億円）
 [令和7年度補正予算額 146億円]



背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

私立学校施設は、学生・生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所機能を果たすことから、耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な環境を確保する。また、私立学校の教育DXを推進するとともに、研究力の向上や研究成果の社会実装を加速化すること等により教育研究環境の充実を図る。

1. 安全・安心な教育環境の実現等

41億円（46億円） [115億円]

第1次国土強靱化実施中期計画に基づく非構造部材や構造体の耐震対策、避難所※1機能の強化等の防災機能強化を重点支援、また熱中症による事故を防止するための空調設備の整備を推進

※1 指定避難所等 大学：約50% 小・中・高・特：約40% (令和6年9月1日時点)

- **非構造部材**（吊り天井・外壁など）や**構造体の耐震対策**
- **避難所機能の強化**（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（E.V・多目的トイレなど）
- 防犯対策 ● アスベスト対策
- **空調設備の整備**



【エアコン整備
熱中症対策】

耐震対策の実施状況

(令和6年4月1日時点)

- ① 構造体 大：96.6% [国：99.9] 高：93.6% [公：99.9]
- ② 体育館の吊り天井等 大：73.3% [国：99.8] 高：84.0% [公：99.6]
- ③ 外壁など非構造部材 大：20.8% [国：78.7] 高：45.4% [公：68.0]

私立学校施設の整備目標

(第1次国土強靱化実施中期計画)

- ・ 構造体の耐震対策を令和10年度までに完了
- ・ 非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和22年度までに完了

このほか、日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施事業（貸付）規模 600億円 [うち財政融資資金 288億円]

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の高上げあり

2. 私立大学等の教育研究基盤の向上

28億円（23億円） [30億円]

私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援

- 教育研究環境の高度化（教育研究設備の整備）
教育研究の質を向上するため、教育研究活動の基盤となる研究設備の整備を推進
- **イノベーション創出に向けた教育研究環境整備（新規）**
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化（研究設備、施設改修事業）
※別途、私立大学等経常費として6億円を計上

補助率

教育研究装置	1/2以内
研究施設	1/2以内
教育設備	1/2以内
研究設備	2/3以内

3. 私立高等学校等の教育DXの推進（ICT環境整備）

22億円（22億円） [1億円]

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実、主体的・対話的で深い学びを推進

- 端末の整備
- 周辺機器等ICT教育設備
- 校内LANの整備

【教育DXの推進】



私立小中高等学校等の整備状況

(令和6年度末時点)

- ① 端末 義務教育：80% 高等学校：75%
- ② ネットワーク 義務教育：89% 高等学校：86%

補助率

端末整備	2/3以内
ICT教育設備整備	1/2以内
校内LAN整備	1/3以内

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

災害時の避難所としての学校施設等の活用(避難所等確保の検討)

(出典) 事務連絡「災害時の避難所としての公立学校の活用について」

事務連絡
令和7年11月5日

各都道府県防災担当主管課
各都道府県教育委員会施設主管課 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(生活環境担当)
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)

災害時の避難所としての公立学校の活用について

避難所の指定等については、各都道府県防災担当当局等に対し、「『指定避難所等の指定状況等の調査』の結果と今後の対応について(通知)(令和7年1月23日府政防第408号)」により、「避難生活の良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)」等に基づき、避難所における良好な生活環境を確保すること、その際、当該指針においてスフィア基準(1人当たり最低3.5㎡)に沿った十分な避難者の生活スペースの確保等が求められており、想定される避難者数を勘案した上で、指定避難所や協定・届出避難所の一層の指定に取り組んでいただきたいこと等についてお願いしてきたところです。

また、文部科学省が実施した「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」(令和6年11月1日時点)では、全国の公立学校のうち91.7%(小中学校94.9%、高等学校79.6%、特別支援学校52.5%)が避難所に指定され、地域の避難所として重要な役割を果たしており、避難所となる学校施設の防災機能の強化について、各都道府県教育委員会等に対し、「避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について」(令和7年6月25日付7文科施第235号)等により、その推進をお願いしてきたところです。

については、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活に関して、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、防災担当当局と教育委員会等の緊密な協力体制のもと、想定される災害に対する安全性も勘案した上で避難所指定されていない公立学校を活用すること等、指定避難所等の必要数が確保できるよう、必要な検討をお願いします。

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会におかれましては、上記の趣旨を踏まえ、市区町村防災担当当局から公立学校を指定避難所として指定すること等について相談があった場合には、適切に対応いただくようお願いいたします。

本件について、各都道府県防災担当当局におかれましては、城内の市区町村防災担当当局に対し、各都道府県教育委員会におかれましては、城内の市区町村教育委員会に対して、周知いただくよう併せてお願いします。

(出典) 事務連絡「各自治体における指定避難所の確保の取組への対応について(周知)」

事務連絡
令和7年6月9日

各国立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各公立大学法人担当課 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)
文部科学省高等教育局大学振興課
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

各自治体における指定避難所の確保の取組への対応について(周知)

このたび内閣府より、「災害時の避難所としての大学施設(体育館等)の活用」について、別添のとおり依頼がありました。

自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活において、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(令和6年12月改定)内閣府(防災担当))において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことが各自治体に求められています。

こうしたことを踏まえ、指定避難所の量的な確保を図る観点から、公立学校や公民館等のみで避難所の不足が見込まれる場合には、大学施設(体育館等)を指定避難所として指定することについても検討し、必要に応じて各大学の設置者と相談することについて、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付から各都道府県消防防災主管課に対して事務連絡が発出されています。

については、各大学におかれましては、上記の主旨を踏まえ、大学施設(体育館等)を指定避難所として指定することについて各自治体より相談があった場合には、各大学の実態に応じて適切に対応いただくようお願いいたします。また、既に指定避難所とされている大学施設を含め、必要な教育研究活動の継続や、早期の教育研究活動の再開が可能となるよう、大学施設における避難所運営についてあらかじめ自治体の防災担当主管部局と協議して定めておくなど、必要な準備についても御検討くださるようお願いいたします。

2. 被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST) による学校早期再開の取組

学校支援チームの派遣について

<学校再開での主な対応>

- 被災地では、子供たちだけでなく教職員も被災者となる中で、校舎等への被害や避難所開設もあり、速やかな学校再開に影響があった。

<学校支援チームによる支援例>

- これに対し、

- ・ 近隣校を間借りして学習スペースを確保し、スクールバスで通学したり、
- ・ 紛失・破損した端末の代替機の無償貸与や、避難先の子供たちへオンライン学習を行ったりする他、
- ・ 高校入試が迫る中で、被害の大きかった奥能登3市町では、保護者同意の下、希望する中学生を金沢地域へ集団避難するなど、教育環境が整った学校から教育活動が再開された。



校内のがれき処理



登下校支援



心の絵本読み聞かせ

- こうした中で、被災地で不足する人員・ノウハウに対しては、

- ・ 学校支援チームが、学校再開に向けた環境整備を行ったり、
- ・ 集団避難先へ学習・生徒指導を行う応援教員を派遣したり、
- ・ 心のケアを行うスクールカウンセラーを追加配置し、

被災地外からの教職員等の派遣支援が重要な役割を果たした。

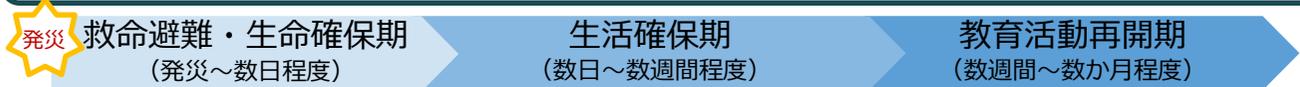
<学校支援チームとは>

- ・ 訓練された教職員等が被災した学校の支援(学校再開のための環境整備、心のケア等)のため派遣
 - ・ 北海道、岩手、宮城、福島、埼玉、千葉、三重、京都、兵庫、岡山、熊本の11県でチームを設置
- (R7.2現在)
- ・ 能登半島地震では、発災直後から各県チームが独自に被災地に入り、学校の早期再開に向けて支援を実施

「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST) 最終まとめ 概要

<検討の背景>

- 能登半島地震では学校の校舎やグラウンド等が被害を受け、教職員も被災者となる中、多くの学校で避難所開設され学校再開に必要な人員が不足
- こうした中で、子供たちの学びを速やかに確保するため、被災地外からの教職員等の派遣による支援が重要な役割を果たしたが、被災地での支援ニーズ等の迅速・的確な把握や、5県が設置する学校支援チームと国との連携体制などに課題があった。



施設被害や教職員の被災等の課題がある学校で被災地の教職員等と連携した外部支援が必要

被災した学校現場で支援を要する課題例：

- 児童生徒等の安否確認
- 避難所開設支援

- 避難生活中の学習支援
- 心のケア
- 教育活動再開支援

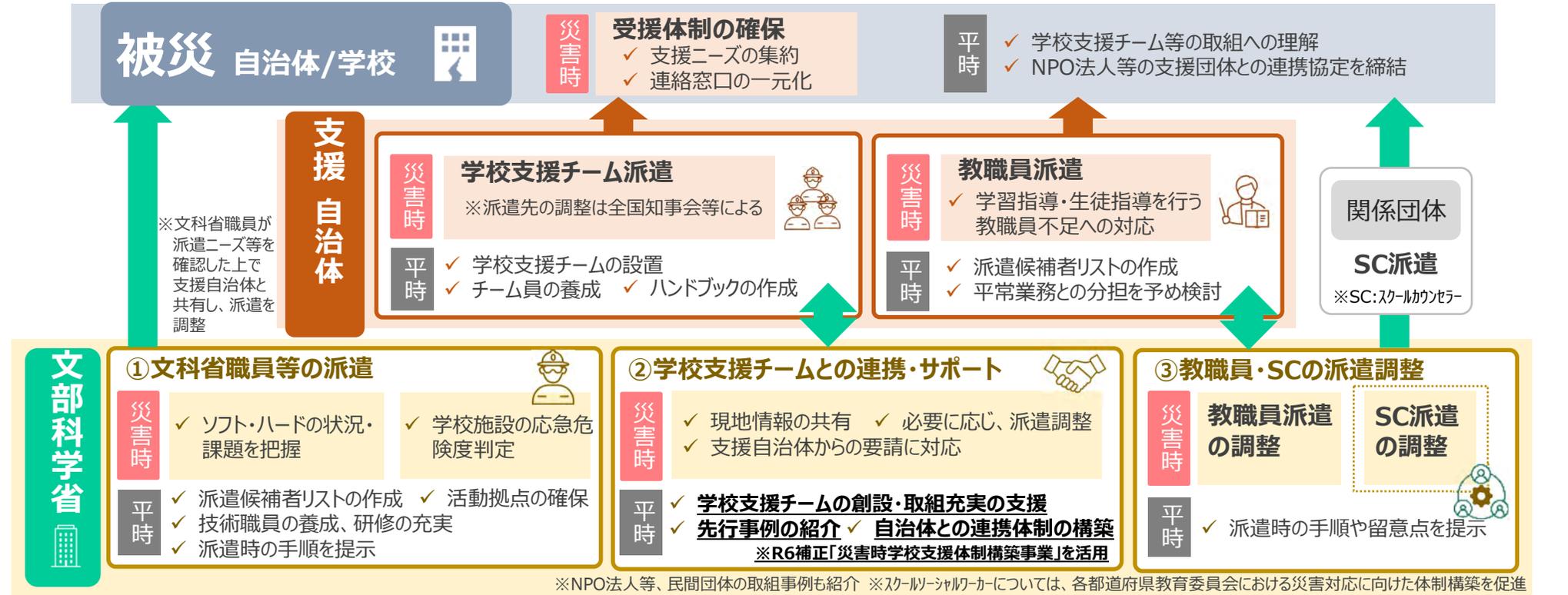
- 学校運営の支援
- 教育活動の実施

<学校支援チームとは>

- ・訓練された教職員等が被災した学校の支援（学校再開のための環境整備、心のケア等）のため派遣
- ・兵庫・熊本・三重・宮城・岡山の5県でチームを設置
- ・能登半島地震でも、発災直後から各県チームが独自に被災地に入り、学校の早期再開に向けて支援を実施

9月の能登豪雨でもD-ESTの一環として文科省職員等を派遣しニーズ等を把握して支援に繋がったところ、今後の大規模災害に備え、被災地での速やかな学びの確保を図るため、被災地外からの教職員等の派遣枠組み（D-EST）を構築し、その実質化を図る。

Disaster Education Support Team



※NPO法人等、民間団体の取組事例も紹介 ※スクールソーシャルカについては、各都道府県教育委員会における災害対応に向けた体制構築を促進

文部科学省の職員派遣(応急危険度判定)

<被災文教施設応急危険度判定について>

- 被災文教施設の設置者等は、地震発生後、被害状況を把握するとともに、**建物の使用可否を判断する必要があります。****技術職員の不足等により判断が難しい場合**には、**文部科学省からの応急危険度判定士の調査団を派遣**することができます。
- 令和7年青森県東方沖地震においては、「学校施設の耐震化等に係る技術的事項等に関する協力者会議」の建築の専門家にも同行いただき調査を実施しました。

○令和6年能登半島地震における実施状況

- 調査施設数等：公立学校58校 219棟 (石川県)
- 判定士調査日程：12名 12日間(1月11日(木)~22日(月))



○令和7年青森県東方沖地震における実施状況

- 調査施設数等：公立学校5校 6棟 (青森県)
- 判定士調査日程：3名 2日間(12月11日(木)~12日(金))
建築の専門家1名(12月12日(金))



災害時学校支援体制構築事業 ～被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)の充実～

令和7年度補正予算額

51百万円

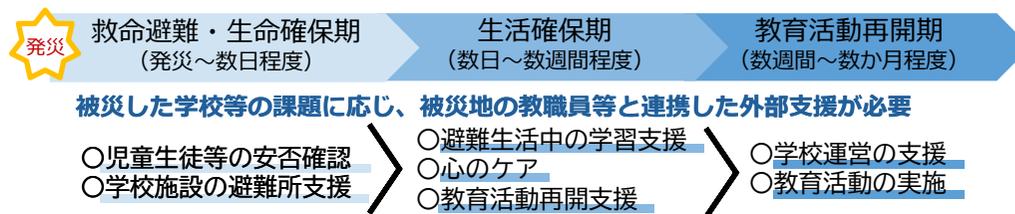
現状・課題

- 近年、災害が頻発化・激甚化するとともに、南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模な地震の発生も切迫化している。
- 令和6年能登半島地震においては、地方公共団体間の支援として学校支援チーム[※]の派遣が行われ、被災地における学びの継続や学校の早期再開に向けた支援が行われた。
- 今後の大規模災害に備えるため、**学校支援チームの取組を全国に広げるとともに、全国的な連携・協力体制の構築や活動内容の高度化など、被災地外から教職員等を派遣する枠組み（「被災地学び支援派遣等枠組み」（通称D-EST（ディーエスト）：Disaster Education Support Team））を充実させるための取組を早急に進める**必要がある。

※学校支援チーム

- ・被災地における早期の学び確保に向けた課題対応のため、被災地外の都道府県等から派遣される訓練された教職員等のチーム。
- ・能登半島地震では、兵庫県、熊本県、宮城県、三重県、岡山県が被災地に入り支援を実施。現在は、北海道、福島県、埼玉県、京都府も新たに設置。

〈被災した学校等で支援を要する課題例〉



事業内容

- 国や各地方公共団体間の連携強化や学校支援チームのノウハウ等に係る情報発信を行うとともに、地方公共団体に対し学校支援チームの新設・取組強化を支援することにより、**災害時における子どもたちの学びの確保に向けた全国的な支援体制を構築**する。

① 国・都道府県等の連携体制の構築



連携

- ✓ 平時からの連携を強化して災害時の活動を円滑化するための体制を整理し、交流や知見の提供、災害時における相互の情報交換等を行うプラットフォームを構築する。



- ・ 平時からの連携強化により、災害時の活動を円滑化



② 学校支援チームのノウハウ等を全国に発信

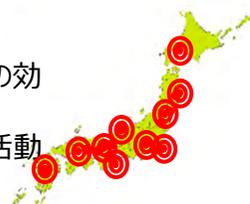


発信

- ✓ 学校支援チーム全体のスキルの向上に向け、研修教材の作成や、平時における活動事例等を整理する等、災害時における学校支援体制の構築にあたって参考となるコンテンツを発信・普及する。



- ・ 学校支援チーム構成員の効率的な養成
- ・ ノウハウ共有による支援活動の高度化



③ 学校支援チーム創設等の支援



展開

- ✓ 学校支援チームを新規に立ち上げやすくするとともに、既存の学校支援チームの活動をより強化するため、学校支援チーム新設・機能強化を行う地方公共団体を支援し、その成果を全国に発信・普及する。



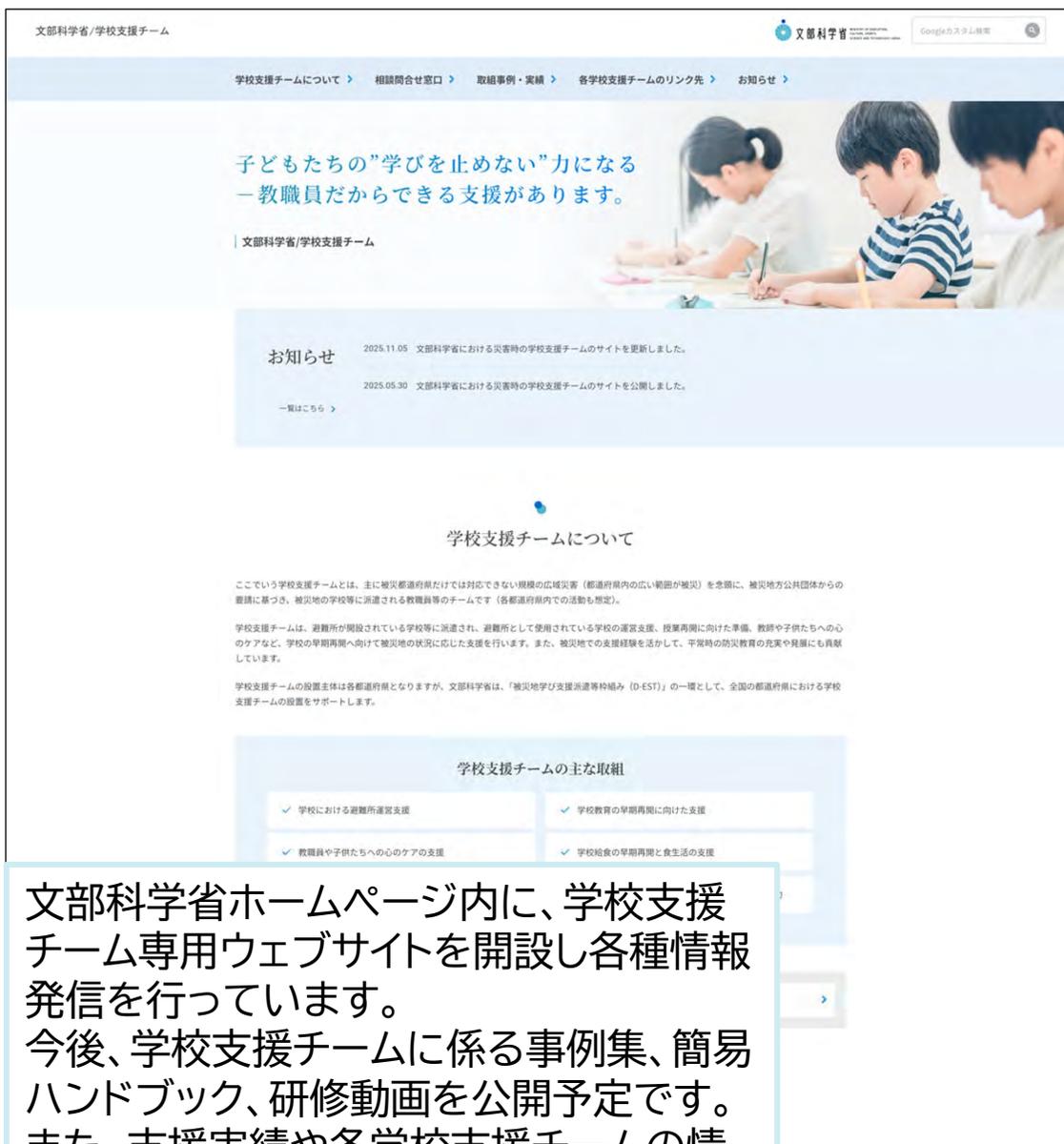
- ・ 学校支援チームの増加
- ・ 既存の学校支援チームの機能強化



(担当：大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付)

学校支援チーム専用ウェブサイト開設のご紹介

トップページ



文部科学省/学校支援チーム

学校支援チームについて > 相談問合せ窓口 > 取組事例・実績 > 各学校支援チームのリンク先 > お知らせ >

子どもたちの”学びを止めない”力になる
— 教職員だからできる支援があります。

文部科学省/学校支援チーム

お知らせ

- 2025.11.05 文部科学省における災害時の学校支援チームのサイトを更新しました。
- 2025.05.30 文部科学省における災害時の学校支援チームのサイトを公開しました。

一覧はこちら >

学校支援チームについて

ここという学校支援チームとは、主に被災都道府県だけでは対応できない規模の広域災害（都道府県内の広い範囲が被災）を念頭に、被災地方公共団体からの要請に基づき、被災地の学校等に派遣される教職員等のチームです（各都道府県内での活動も想定）。

学校支援チームは、避難所が開設されている学校等に派遣され、避難所として使用されている学校の運営支援、授業再開に向けた準備、教師や子供たちへの心のケアなど、学校の早期再開へ向け被災地の状況に応じた支援を行います。また、被災地での支援経験を活かして、平常時の防災教育の充実や発展にも貢献しています。

学校支援チームの設置主体は各都道府県となりますが、文部科学省は、「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）」の一環として、全国の都道府県における学校支援チームの設置をサポートします。

学校支援チームの主な取組

- ✓ 学校における避難所運営支援
- ✓ 学校教育の早期再開に向けた支援
- ✓ 教職員や子供たちへの心のケアの支援
- ✓ 学校給食の早期再開と食生活の支援

文部科学省ホームページ内に、学校支援チーム専用ウェブサイトを開設し各種情報発信を行っています。
今後、学校支援チームに係る事例集、簡易ハンドブック、研修動画を公開予定です。
また、支援実績や各学校支援チームの情報等も随時更新予定です。

学校支援チームの取組事例・実績掲載ページ



文部科学省/学校支援チーム

学校支援チームについて > 相談問合せ窓口 > 取組事例・実績 > 各学校支援チームのリンク先 > お知らせ >

トップ > 取組事例・実績

取組事例・実績

令和6年能登半島地震における学校支援チームの実績

都道府県	学校支援チーム	発足年	派遣人材の確保人数	派遣時期	派遣先	派遣人数
宮城県	災害時学校支援チームみやぎ (MIRA)	2019年発足	156名	先遣隊：1/13から 本隊：1/23～3/1	石川県鹿野郡 能登町	延べ18名 (13名/チーム)
三重県	三重県災害時学校支援チーム	2021年発足	80名	先遣隊：1/10から 本隊：1/19～3/1	石川県輪島市	延べ46名 (13名/チーム) ※初回5名
兵庫県	震災・学校支援チーム (EARTH)	2000年発足	238名	先遣隊：1/5から 本隊：1/15～3/15、 7/29～8/2	石川県珠洲市	延べ119名 (115～3/15 109名、 7/29～8/2 16名)
岡山県	災害時学校支援チームおかやま	2022年発足	108名	先遣隊：1/10から 本隊：1/16～2/16	石川県七尾市	延べ29名 (5名/チーム)
熊本県	熊本県学校支援チーム	2018年発足	229名	先遣隊：1/12から 本隊：1/15～3/15、 9/10～9/12、10/14～ 10/25	石川県輪島市	延べ58名 (115～3/15 51名、 9/10～9/12 3名、 10/14～10/25 4名)

学校支援チームに関する
相談問合せ窓口

本取り組みに関するお問い合わせにつきましては、専用フォームにて受け付けております。
以下のリンクよりご利用いただけますようお願いいたします。

お問い合わせフォームはこちら >

問合せ受付フォーム



学校支援チーム
問合せ受付フォーム

本取組みが主体となって実施する学校支援チームの取組に対し、被災地学校がサポートするなどの関係性でチームです。
関係性については文部科学省にて確認し、ご回答いたします。お問い合わせは「お問い合わせ」にお願いします。

今すぐ確認

3. 国土強靱化について

国土強靱化の枠組み

国土強靱化基本法

【H25.12.4成立、H25.12.11公布・施行（改正法 R5.6.14成立、R5.6.16公布・施行）】

- 国土強靱化の基本方針や、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、国土強靱化地域計画の策定等について定める。

法定計画

国土強靱化基本計画（H26.6.3 閣議決定 H30.12.14改定 R5.7.28改定）

- 国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定める（＝アンブレラ計画）。
- 関係府省が毎年、国土強靱化関係予算を要求する上で、その基本となる計画。

実施計画：国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する計画

閣議決定

3か年緊急対策

（H30.12.14 閣議決定）

- 「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、緊急に対策が必要な160項目について集中的に対策。
- 3年間（平成30年度～令和2年度）でおおむね7兆円程度を目途として対策を実施。

閣議決定

5か年加速化対策

（R2.12.11 閣議決定）

- 国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、重点的に取り組むべき123対策を設定。
- 5年間（令和3年度～令和7年度）で追加的に必要となる事業規模をおおむね15兆円程度を目途として対策を実施。

法定計画

実施中期計画

（R7.6.6 閣議決定）

- 計画期間内に実施すべき施策（326施策）の内容・目標を設定。
- 推進が特に必要となる施策（114施策）の内容・目標を設定。
- 5年間（令和8年度～令和12年度）でおおむね20兆円強程度を目途として実施。

調和

法定計画

国土強靱化地域計画

（都道府県・市町村が策定）

本部決定

国土強靱化年次計画

毎年度、基本計画に基づき、当該年度に取り組む施策をとりまとめ。あわせて、KPIにより進捗をフォローアップ。

第1次国土強靱化実施中期計画の概要

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
- 近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)
- 状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)	(人口減少等の社会状況の変化への対応)	(事業実施環境の変化への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進 ● 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入 ● グリーンインフラの活用推進 ● 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮 ● 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進 ● フェーズフリー対策の積極的導入 ● 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進 ● まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化 ● 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用 ● 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化 ● 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制 ● 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上 ● フェーズフリーな仕組みづくりの推進 ● 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動
	⇒ 60施策	⇒ 109施策	⇒ 56施策	⇒ 65施策	⇒ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として**、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等
	⇒ 28施策(76指標)	⇒ 42施策(87指標)	⇒ 16施策(24指標)	⇒ 13施策(18指標)	⇒ 16施策(29指標)

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間で**おおむね20兆円強程度を目途とし、**今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

対応課題: (5) 地域における防災力の一層の強化

概要: 気候変動による風水害の激甚化・頻発化、巨大地震が想定されることを踏まえ、災害時に国立大学法人等施設において学生・教職員等の安全を確保し、教育研究活動を早期再開するため、また地域の防災拠点としての機能を果たすため、施設の耐災害性を強化する対策等を実施する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

気候変動による風水害の激甚化・頻発化、巨大地震が想定されることを踏まえ、多数の避難者の一時収容・避難等に活用できるスペースを有する施設についての耐災害性強化や、防災機能の維持に必要なライフライン整備やバリアフリー化等の対策を完了することにより、災害時に学生・教職員等の安全を確保し、教育研究活動を早期再開するとともに、地域の防災拠点としての機能を確保する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間 目標	将来 目標
避難所や防災拠点等にもなる国立大学法人等が保有する施設のうち、点検等により早急な対応が必要とされた施設(築45年以上かつ200㎡を超える棟)に存在する落下・崩落の危険性のある非構造部材(天井、外壁、内壁、窓・ガラス及び照明器具): 600万㎡・設備(避難所機能の確保に必要な主要配管・配線: 4,564km、基幹設備: 5,991台)の老朽化対策(落下・崩落対策等)完了率	68.5% (R6)	76.4% (R12)	100% (R27)

◆実施主体:

・国立大学法人 等

受変電設備周囲に止水板、防水壁及び排水ポンプを設け浸水対策を実施

対策前

対策後

天井の耐震対策を実施し、利用者等の安全を確保

耐災害性強化やライフライン整備により、避難所等として活用

災害時の帰宅困難者の受け入れの例

103

【文部科学省】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化(公立学校)

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

対応課題：(5)地域における防災力の一層の強化

概要：児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点となり、災害時には地域住民の避難所ともなる公立小中学校施設について、計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策(非構造部材の耐震対策を含む。)や、防災機能強化(体育館等への空調設備の設置やバリアフリー化、トイレの洋式化等を含む。)を支援する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

風水害が頻発化・激甚化し巨大地震が想定される中、地域住民の避難所ともなる公立小中学校施設について、非構造部材の耐震対策を含む老朽化対策並びに必要な防災機能強化を完了することにより、災害発生時における児童生徒等の安全・安心な施設環境の確保及び教育活動の早期再開を図る。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
避難所等にもなる公立小中学校の体育館等(体育館、武道場：32,616室)における空調設備の設置完了率	18.9% (R6)	68.1% (R12)	100% (R17)
避難所等にもなる公立小中学校におけるトイレの洋式化(420,891基)の整備完了率	68.3% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
避難所等にもなる公立小中学校におけるバリアフリー化(201,619か所)の整備完了率	71.5% (R6)	100% (R12)	100% (R12)
避難所等にもなる公立小中学校施設のうち、点検等により早急な対応が必要とされた施設(築45年以上かつ200㎡を超える棟に存在する落下・崩落の危険性のある非構造部材(天井、外壁、内壁、窓・ガラス及び照明器具)：3,937万㎡)の老朽化対策(落下・崩落対策)完了率	28.5% (R5)	49.1% (R12)	100% (R27)

◆実施主体：・公立小中学校の設置者(都道府県、市区町村等)

対策実施例



災害時には避難所として活用される体育館等への空調設備の設置を加速



屋内運動場の出入り口にスロープを設置する等のバリアフリー化



障害者も利用しやすいエレベーターの整備



要配慮者等も利用しやすいバリアフリートイレの整備



子供たちの安全を確保するため、非構造部材の耐震対策を含む長寿命化改修によりトータルコストを縮減しつつ耐災害性を強化

第1次国土強靱化実施中期計画施策概要(私立学校)

104

【文部科学省】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化(私立学校)

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

対応課題: (5) 地域における防災力の一層の強化

概要: 児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たす学校施設について、その安全・安心を確保するため、非構造部材を含む耐震化など、防災機能強化を推進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

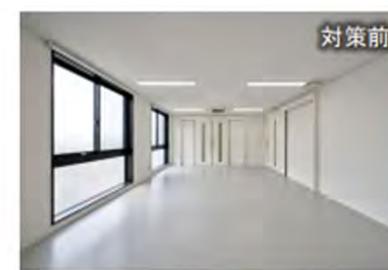
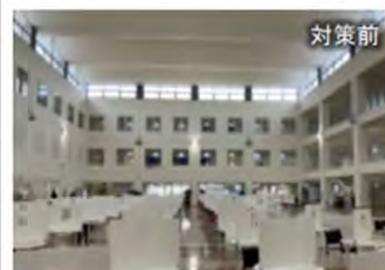
避難所として利用が見込まれる私立学校施設について、地震により倒壊等の可能性がある施設の耐震化を図るとともに、バリアフリーを含む防災機能強化を支援することにより、地震から園児、児童生徒、学生等の人命を守る。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
避難所等にもなる私立学校施設の構造体(15,732棟及び6,683万㎡)の耐震対策完了率	93.8% (R4)	100% (R10)	100% (R10)
避難所等にもなる私立学校施設の非構造部材(吊り天井等6,688棟及び吊り天井等以外7,833校)の耐震対策完了率	39.4% (R4)	65.8% (R12)	100% (R22)
避難所等にもなる私立学校(1,207校)におけるバリアフリー化の整備完了率	37% (R4)	65% (R12)	100% (R22)

◆実施主体: ・学校法人 等

対策実施例



天井落下防止対策

防災備蓄倉庫の整備

既存天井を撤去し、弾力のある断熱材を屋根面に取付

ムーブラックを設置し、作業領域を確保

4. 次期国立大学法人等施設整備 5 年計画の検討状況

今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議（主査：西尾章治郎国際高等研究所所長、大阪大学前総長）（令和7年12月）

国立大学等施設の現状

- 昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来
（築25年以上の建物面積の過半が老朽化）

- **安全面、機能面、経営面**で大きな課題を抱え対応が急務

安全面 老朽化による**事故発生が頻発**

機能面 スペース不足、**教育研究機能の低下**

経営面 エネルギーロス等による**財政負担の増大**



過去の災害発生時における効果発揮事例

- **富山大学**（令和6年 能登半島地震） 約200名の避難者を受け入れ
- **熊本大学**（平成28年 熊本地震） 約2,800名の避難者を受け入れ
- **東京大学**（平成23年 東日本大震災） 約400名の帰宅困難者を受け入れ



その他、ほぼ全ての国立大学等が**地域の避難所等に指定**（協定等含む）

次期計画において国立大学法人等施設の目指すべき方向性

地域と共に発展するキャンパス全体の

イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官等との有機的なつながりや共創活動を活性化することで、**地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元**

※ 研究インテグリティ・研究セキュリティの確保にも留意しつつ推進



戦略的リノベーション等による老朽改善整備

地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが共創することで、新たな価値を創造できる拠点



【主な課題】

- ✓ 第5次5か年計画では、**老朽改善整備**の進捗率が目標の**51%**に留まる
- ✓ 急激な**建設資材高騰・労務費の上昇**等
- ✓ 国立大学法人等の**総保有面積が、全体として増加傾向**にある

これらの課題を踏まえ、**具体的な整備目標とともに、今後の推進方策(提言)を提示**



文部科学省
※総計は四捨五入して記載しているため、各数値の合計と一致していない

整備目標

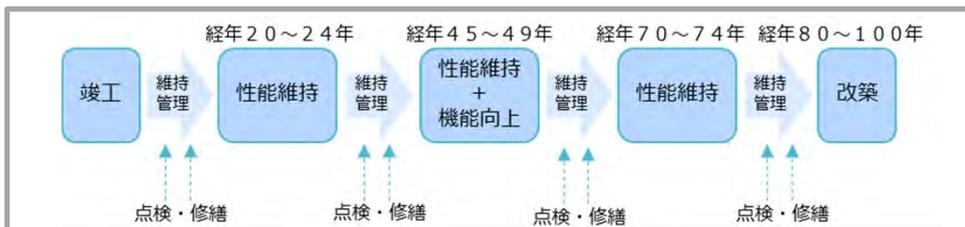
総計：818万㎡【1兆4,542億円】（多様な財源を含む）

※総計は四捨五入して記載しているため、各数値の合計と一致していない

老朽改善整備

戦略的リノベーションや性能維持改修による整備の加速化

- 保有する大量の老朽施設について耐災害性の強化や機能強化を推進
- 長寿命化のライフサイクルへの転換によりトータルコストの縮減や経費の平準化を図りつつ、老朽改善整備を加速化



保有面積の総量最適化

- 各国立大学法人等の状況に応じ、施設整備や維持管理の範囲や内容等についてメリハリづけを実施
- 老朽化した施設について、一定割合は取壊しを想定

<5年間の整備量>	779万㎡	【9,799億円】
	大規模改修・改築等	240万㎡ 【5,486億円】
	性能維持改修	539万㎡ 【4,313億円】

ライフライン更新

- 事故の未然防止及び災害時の教育研究の継続性の確保等のため、計画的な整備を実施

<5年間の整備量>	配管・配線	:	2,176km	【640億円】
	設備機器	:	3,496台	【1,203億円】

新增築整備

- 新たな教育ニーズに対応するため、既存施設の有効活用では困難で真にやむを得ないものについては新增築により整備
- 国立大学法人等全体として、施設の総保有面積が計画期間中に増加しないよう留意

<5年間の整備量>	15万㎡	【780億円】
-----------	-------------	----------------

附属病院整備

- 現下の附属病院の経営状況を注視するとともに、医学教育や附属病院の機能等に係る議論等も踏まえつつ、今後の新たな計画等に応じて柔軟に対応



<5年間の整備量>	25万㎡	【2,121億円】
-----------	-------------	------------------

今後の推進方策（提言）

- **国及び国立大学法人等**が取り組むべき事項に加え、**地方公共団体や産業界**に期待する事項について提言

財源の確保

- 施設整備費補助金を始めとした**国の予算の安定的確保**
- 社会からの投資の呼び込みなど、施設整備にかかる**財源の多様化**

全学的な施設マネジメントの推進

- 長寿命化のライフサイクルへの転換による**トータルコストの縮減や平準化**
- 保有施設の利用状況や財務状況の見通しを踏まえた**保有面積の総量最適化**
- **カーボンニュートラル**に向けた施設の省エネ・創エネの取組

地方公共団体や産業界との連携

- 国立大学法人等と多様なステークホルダーとの**日常的な連携**の推進
- 共創拠点の実現に向けた、**施設整備の企画段階からのステークホルダーの関与**

東京大学 (平成23年 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災))

帰宅困難者の受け入れ

国からの協力要請に基づき、附属病院や山上会館、体育館、大会議室、教室等を開放し、**約400名の帰宅困難者**を受け入れ、毛布等の提供を行った。

被災地医療支援

被災地の病院から継続した**医療提供が必要な被災患者16名 (透析患者等12名、人工呼吸器装着患者4名)**を自衛隊ヘリコプター等によって受け入れた。



病院待合室を帰宅困難者へ開放



ヘリコプターによる患者の受け入れ

熊本大学 (平成28年 熊本地震)

避難者への対応

熊本市に指定されている一時避難場所5施設に加え、**全学教育棟、附属小学校体育館及び附属中学校の教室を避難所として開放**し、4月14日から5月8日までの間、**1日最大で約2,800人の避難者**を受け入れた。



備蓄倉庫からブルーシート、毛布、マットレス、水、非常食を搬出し、配布した他、九州大学が総合支援窓口となり、避難所運営等に必要な物資等について支援を受けた。また、避難場所の体育館の他、断水時も利用可能な研究科棟のトイレを開放した。

医学部附属病院による地震後の救急活動

附属病院の再開発によって新営した病棟及び中央診療棟は免震構造であったことから、高層建物にも関わらず**入院患者や医療システム、機器等に大きな被害はなく、救急患者575名 (内、地震関連患者303名)**を受け入れた。



利用者数：624名
支給品等：食料、水、エアマット、毛布、発電機付き災害ラジオ等を提供

◀ 学内避難所の様子
(札幌キャンパス第二体育館)

北海道大学 (平成30年 北海道胆振東部地震)

避難者への対応

学生や地域の被災者等のため、避難所を札幌キャンパス第二体育館に設置。**北海道全域の大規模停電が発生したため、自家発電設備により電源を確保し、合計624名の避難者**を受け入れた。

➔ 平時から地方公共団体等と連携し、災害発生時に国立大学法人等が担う役割を確認しておくとともに、災害対応拠点としての役割を果たせるよう、耐災害性と防災機能の強化等の施設整備を進める必要。